

ID: 666

担当部署: 消防本部

処分の概要	火災予防に必要な措置の命令		
法令名 根拠条項	消防法 第3条第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第3条第1項の規定による。 第3条 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第6章及び第35条の3の2を除き、以下同じ。）、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備 (2) 残火、取灰又は火粉の始末 (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理 (4) 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 667

担当部署: 消防本部

処分の概要	防火対象物の改修、除去等の命令		
法令名 根拠条項	消防法 第5条第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第5条第1項の規定による。 第5条 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者(特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者)に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 668

担当部署: 消防本部

処分の概要	防火対象物の使用の禁止、停止又は制限		
法令名 根拠条項	消防法 第5条の2第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第5条の2第1項の規定による。 第5条の2 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。 (1) 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合 (2) 前条第1項、次条第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 669

担当部署: 消防本部

処分の概要	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令		
法令名 根拠条項	消防法 第5条の3第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第5条の3第1項の規定による。 第5条の3 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者(特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。)に対して、第3条第1項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 671

担当部署: 消防本部

処分の概要	防火管理者を定めるべき旨の命令		
法令名根拠条項	消防法 第8条第3項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条第3項の規定による。 第8条 3 消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 672

担当部署: 消防本部

処分の概要	防火管理上必要な措置の命令		
法令名 根拠条項	消防法 第8条第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条第4項の規定による。 第8条 4 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 673

担当部署: 消防本部

処分の概要	統括防火管理者を定めるべき旨の命令		
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2第5項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条の2第5項の規定による。 第8条の2 5 消防長又は消防署長は、第1項の防火対象物について統括防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1665
担当部署: 消防本部

処分の概要	統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な措置の命令		
法令名根拠条項	消防法 第8条の2第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条の2第6項の規定による。 第8条の2 6 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1023
担当部署: 消防本部

処分の概要	防火対象物の定期点検虚偽等表示の除去、消印命令		
法令名根拠条項	消防法 第8条の2の2第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条の2の2第4項の規定による。 第8条の2の2 4 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1024
担当部署: 消防本部

処分の概要	特例認定の取消し		
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2の3第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条の2の3第6項の規定による。 第8条の2の3 6 消防長又は消防署長は、第1項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。 (1) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。 (2) 第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたとき。 (3) 第1項第3号に該当しなくなつたとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1025

担当部署: 消防本部

処分の概要	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の虚偽等表示の除去、消印命令		
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2の3第8項(第36条第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条の2の3第8項により準用する第8条の2の2第4項の規定による。 第8条の2の2 4 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1531

担当部署: 消防本部

処分の概要	自衛消防組織の設置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第8条の2の5第3項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第8条の2の5第3項の規定による。 第8条の2の5 3 消防長又は消防署長は、第1項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 674

担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物の貯蔵、取扱に関する命令		
法令名 根拠条項	消防法 第11条の5第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第11条の5第1項の規定による。 第11条の5 市町村長等は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 675

担当部署: 消防本部

処分の概要	移動タンク貯蔵所に関する命令		
法令名 根拠条項	消防法 第11条の5第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第11条の5第2項の規定による。 第11条の5 2 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 676

担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物施設の位置等の措置命令		
法令根拠条項	消防法 第12条第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第12条第2項の規定による。 第12条 2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 677

担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物施設の許可取消し、使用停止		
法令名 根拠条項	消防法 第12条の2第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第12条の2第1項の規定による。 第12条の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 (1) 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。 (2) 第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。 (3) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。 (4) 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。 (5) 第14条の3の2の規定に違反したとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 678

担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物施設の使用停止命令		
法令名 根拠条項	消防法 第12条の2第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第12条の2第2項の規定による。 第12条の2 2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 (1) 第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。 (2) 第12条の7第1項の規定に違反したとき。 (3) 第13条第1項の規定に違反したとき。 (4) 第13条の24第1項の規定による命令に違反したとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 679

担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物施設の緊急使用停止命令等		
法令名 根拠条項	消防法 第12条の3第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第12条の3第1項の規定による。 第12条の3 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 680

担当部署: 消防本部

処分の概要	危険物保安統括管理者等解任命令		
法令名根拠条項	消防法 第13条の24第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第13条の24第1項の規定による。 第13条の24 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第12条の7第1項又は第13条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 681

担当部署: 消防本部

処分の概要	予防規程の変更命令		
法令名 根拠条項	消防法 第14条の2第3項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第14条の2第3項の規定による。 第14条の2 3 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 682

担当部署: 消防本部

処分の概要	事故時の応急措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第16条の3第3項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第16条の3第3項の規定による。 第16条の3 3 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 683

担当部署: 消防本部

処分の概要	事故時の応急措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第16条の3第4項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第16条の3第4項の規定による。 第16条の3 4 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第6項において準用する第11条の5第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 684

担当部署: 消防本部

処分の概要	無許可施設等に対する措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第16条の6第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第16条の6第1項の規定による。 第16条の6 市町村長等は、第10条第1項ただし書の承認又は第11条第1項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 685

担当部署: 消防本部

処分の概要	消防用設備等に関する措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第17条の4第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第17条の4第1項の規定による。 第17条の4 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 686

担当部署: 消防本部

処分の概要	特殊消防用設備等の設置維持命令		
法令名 根拠条項	消防法 第17条の4第2項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第17条の4第2項の規定による。 第17条の4 2 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日